

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

|                   |                    |  |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 神戸市<br>(28100)     |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 淡河町神田地区<br>(神田集落)  |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年5月23日<br>(第3回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

神田地区は淡河町の北部に位置し、地区の南側を山陽自動車道、東側に県道506号線(市野瀬有馬線)が走っている。周辺を里山に囲まれ、中央に田畑が広がる、典型的な田園風景となっている。圃場整備が完了しており、良好な区画を保っている。農家世帯は41戸で、水田農業を中心とした農業が営まれている。近年、地区内農業者の高齢化及び後継者不足により、担い手の確保、地域農業の活性化が望まれる。また、鳥獣害による農作物被害があるため、対策に取り組む必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

神田地区も高齢化、後継者不足が進んでおり、地区内の担い手の年齢人口分布から見て、20年後に農作業が可能な担い手は5人未満と推計される。この少人数で地区の農地を維持するためには、省力化された生産物を中心に、地区農業を集約し、営農組織を設立し運営していくことが不可避である。また、高付加価値の生産物の転換も、一朝一夕に実現できるものでもなく、リスクも伴うため、10年程度の期間を置いて進めていく必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 69.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 59.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha    |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域の農地で、農業上の利用が行われている区域とする。ただし山際等の小規模で生産性が低い農地や、既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                          |
| 地域全員参加で話し合いを進め、自治会、農会、里づくり協議会、農業委員が協力して担い手を中心に集積・集約化を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                          |
| 所有者、担い手意向を踏まえ、農地バンクも利用し段階的に集約する。                          |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                           |
| 基盤整備事業は完了している。                                            |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                      |
| 既存の経営体の育成に努める。                                            |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                       |
| 必要に応じて活用を検討する。                                            |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                               |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出  | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦多面的機能支払制度および中山間地域等直接支払制度を活用し、農地保全に努める。